

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の概要

証券決済システム改革以前

～有価証券の種類ごとに異なる証券決済法制

- ・ 国債：民・商法上の契約に基づく寄託及び帳簿記載並びに「国債二関スル法律」に基づく登録による保有や移転
- ・ 社債：「社債等登録法」に基づく登録による保有や移転
- ・ 株式：「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づく株券の預託及び口座簿への記載による保有や移転

法律関係、手続が異なる複雑な仕組み

証券決済システム改革以後

～有価証券の種類をまたがる統一的な証券決済法制

- ・ 「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく振替口座簿への記載により、国債、社債、株式等の有価証券の保有や移転などが行われる。

法律関係、手続の明確化・一元化

証券のペーパーレス化が可能に

有価証券の多様化への対応が可能に

改革に向けた取組み

平成13年通常国会

「短期社債等の振替に関する法律」等
CPのペーパーレス化を実現

平成14年通常国会

「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」
(いわゆる「証券決済システム改革法」)
社債・国債等のペーパーレス化を実現

平成16年通常国会

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」
株式等のペーパーレス化を実現

1. 導入の目的

- ・ 決済の迅速化
- ・ 紛失、盗難リスクの削減
- ・ 券面の管理や受渡しなどにかかるコストの削減

2. 具体的内容

- (1) 株式を新しい振替制度の対象に
 - ・ 振替口座簿への記載による株式の保有や移転
- (2) 上場株式の特例
上場会社の株式は一律ペーパーレス化
 - ・ 保管振替機関に預託されている株式
そのままペーパーレス化（特に手続を経ることなく、取引している証券会社の証券口座等に入ったままでペーパーレス化）
 - ・ 株券が手元にある株式等
株主の権利の保全のため、発行会社が信託銀行などに開設した特別の口座(注)に入れてペーパーレス化

(注) 口座の名義は株主名簿上の株主名義。当該株主が株式を売却するためには、証券会社等に自分で開設した口座に移管して行う。
- (3) 定款変更による株券廃止等
 - ・ 定款変更による株券廃止を可能に
株主名簿の記載を第三者対抗要件に
 - ・ 譲渡制限会社の株券不発行
株主から請求があるまでは株券の発行不要に
- (4) その他
 - ・ 新株引受権、新株予約権、新株予約権付社債、投資口、協同組織金融機関の優先出資、SPCの優先出資等についても、株式の振替制度を踏まえた振替制度を導入

株主等の権利内容には全く影響を与えない